八尾市水道局オープンカウンタ(公開見積合わせ)試行要領

(主旨)

第1条 この要領は、八尾市水道局が行う物品の購入について、オープンカウンタを試行するにあたり、関係法令、八尾市水道局会計規程及び八尾市水道局オープンカウンタ (公開見積合わせ)参加者の心得の定めによるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンタとは、見積の相手方を特定せず、案件を公開 し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定 する契約方式をいう。

(対象案件)

- 第3条 オープンカウンタの対象とする案件は、経営総務課が担当する予定価格(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)が80万円以下の物品購入及び130万円以下の印刷物製造請負とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、オープンカウンタ の対象としない。
- (1) 緊急を要するとき
- (2) 契約の相手方が特定されているとき
- (3) その他、経営総務課長がオープンカウンタに適さないと認めるとき

(参加資格)

- 第4条 オープンカウンタに参加できる者に必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たす ものとする。
- (1) 八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に、当該案件で指定する大分 類品目に登録されている者であること。
- (2) 案件の公開日から契約の相手方の決定までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力 団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をしたもの(裁判所からの更生手続開始決定を受けたものを除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(裁判所からの再生手続開始決定を受けた者を除く。)でないこと
- (6) 前各号に規定するもののほか、対象案件ごとに資格を定めた場合は、その要件を満たす者であること。

(執行方法)

- 第5条 オープンカウンタは、毎月、定期的に行うものとし、実施期日等については、経 営総務課長が別に定める。ただし、印刷物製造請負については、案件公開日は定期的に 行うが、質疑、見積書提出日等については案件ごとに随時定める。
- 2 対象案件はホームページに公開するとともに、経営総務課において閲覧に供するものとする。

(質疑及び回答)

- 第6条 見積参加希望者は、仕様書等に質問がある場合には、質問を書面等により行うものとする。
- 2 前項の質問の回答は、ホームページに公開するものとする。

(同等品申請及び回答)

- 第7条 同等品にて見積参加希望者は、同等品申請書およびカタログ等を事前に経営総務 課に提出し、同等品であることの確認を受けなければならない。
- 2 前項の申請の回答は、ホームページに公開するものとする。

(見積書)

- 第8条 見積書は、本市水道局所定の様式を使用し、次に掲げる事項を記載の上、届出印 を押印したものとする。
 - (1) 見積者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名
- (2) 見積年月日
- (3) 見積金額(いずれも消費税及び地方消費税の相当額を除いた額)

(見積書の提出)

- 第9条 見積書は次のいずれかの方法で提出するものとする。なお、別で定める提出期限 までに経営総務課に到達していない場合は、提出がなかったものとする。
- (1) 経営総務課窓口に設置の見積箱へ投函
- (2) FAX又は電子メール
- 2 見積回数は1回とする。
- 3 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- 4 契約の相手方となった者がFAX又は電子メールで提出していた場合は、契約締結時 に原本を提出すること。

(見積合わせの取りやめ)

第10条 公開期間中の案件について、提示した仕様に誤りがあるなどの理由により、公正 に執行することができないと認められるときは、当該案件のオープンカウンタを取りや めることができる。この場合において、直ちにその旨を公開しなければならない。

(契約相手方の決定)

第11条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を見積った者を 契約の相手方として決定し、参加者が1者であっても有効とする。

- 2 予定価格の範囲内で、決定となるべき同価格の見積をした者の数が2以上であるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、当該参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(決定となるべき見積がない場合)

第12条 予定価格の範囲内で決定となるべき有効な見積がないときは、当該案件を不調と する。

(決定の通知)

第13条 契約担当者は、契約の相手方が決定した場合は、決定者に限り通知するものとする。

(無効となる見積)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。
- (1) 第4条規定の参加資格要件を満たさない者が提出した見積
- (2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者が提出した見積
- (3) 第8条規定の様式でない見積書で提出した見積
- (4) 提出期限までに提出しなかった見積
- (5) 第8条規定の事項を欠く見積
- (6) 同一案件において、同一人が2以上の見積をしたときは、その全部の見積
- (7) 第8条規定の事項その他主要部分が識別しがたい見積
- (8) 訂正印のない金額訂正、削除、挿入等による見積
- (9) 明らかに連合によると認められる見積
- (10) 受任者を設けている場合において、受任者でない者が提出した見積
- (11) 見積に関し、不正な行為を行った者が提出した見積
- (12) 錯誤により提出されたと認められる見積
- (13) 同一案件に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が提出した見
- ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。 以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同 じ。)の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条 第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (14) その他、経営総務課長が無効と認めた見積

(結果の公表)

第15条 契約の相手方を決定した場合は、ホームページにより次に掲げる事項を公表する ものとする。

なお、公表の期限は、公表した日の属する年度の末日から1年が経過する日までとする。

- (1) 案件番号
- (2) 担当課
- (3) 執行日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称
- (5) 見積金額

(再度見積合わせの実施)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名型による再度見積合わせを行うものとする。
- (1) オープンカウンタに付したが、参加者がいなかった場合
- (2) 予定価格の範囲内の見積書を提出した者がいなかった場合

(問い合わせ先及び見積書の提出先)

第17条 仕様に関する質疑等の問い合わせ及び見積書提出先は以下のとおりとする。

〒581-0007 八尾市光南町一丁目 4 番30号

八尾市水道局経営総務課管理係 (契約担当)

TEL:072-923-6300 (直通)

FAX: 072-991-5991

E-mail: suidoukanzai2@city.yao.osaka.jp

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。